

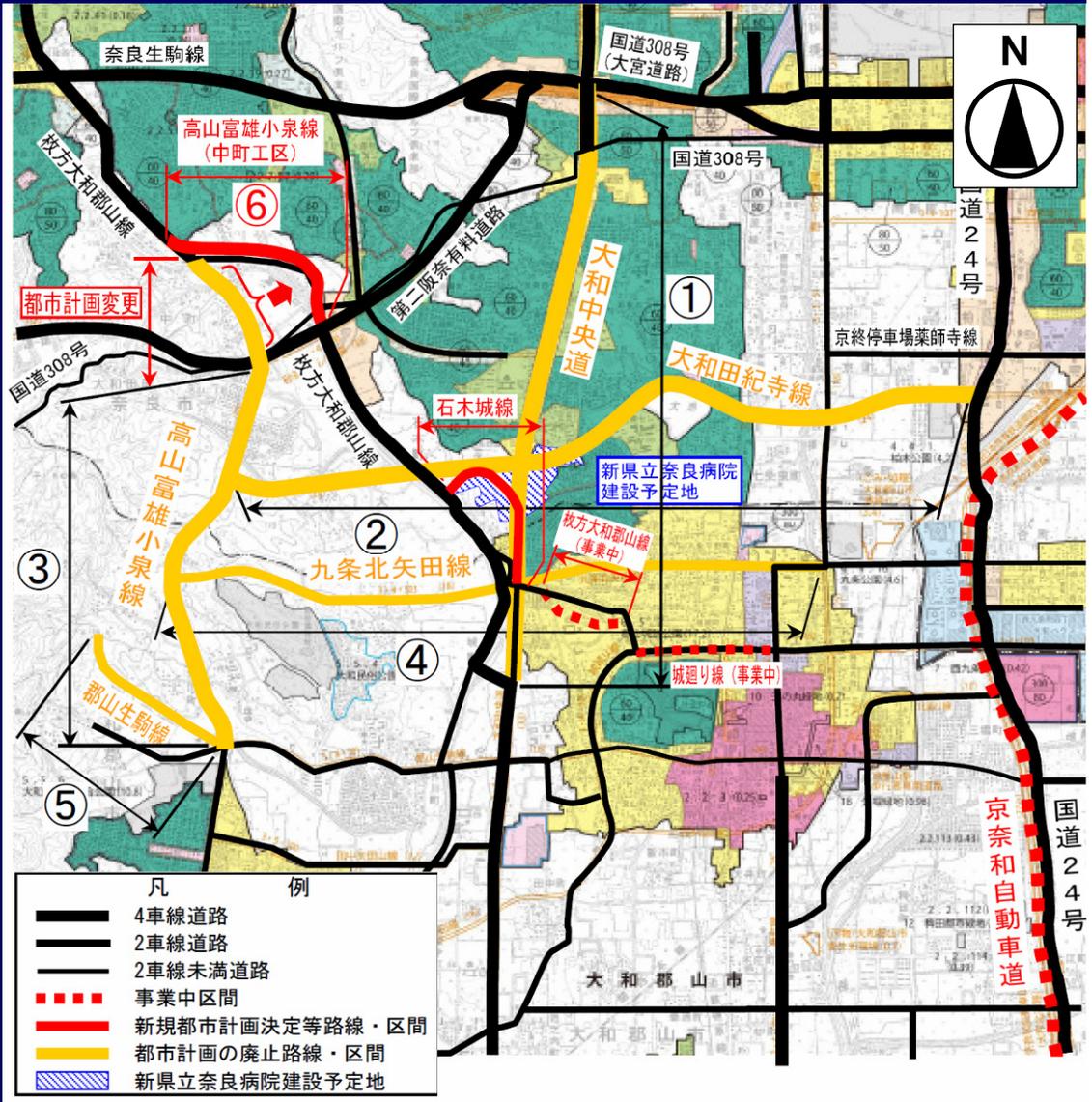
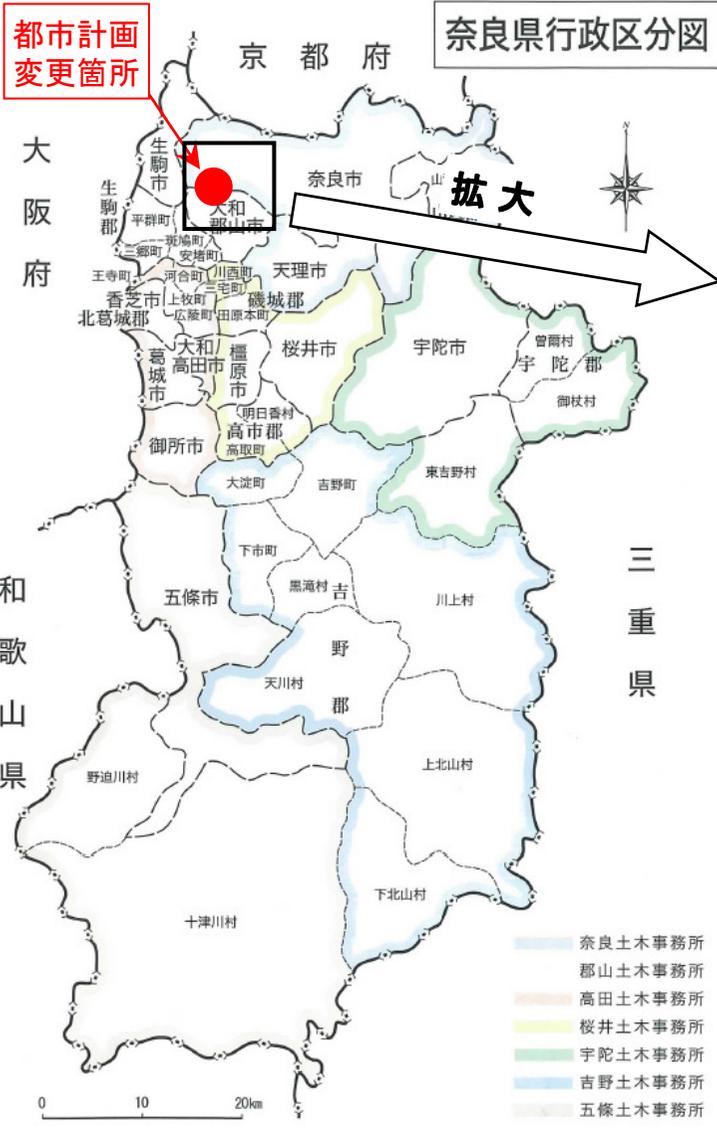
第151回 奈良県都市計画審議会

平成24年12月20日（木）

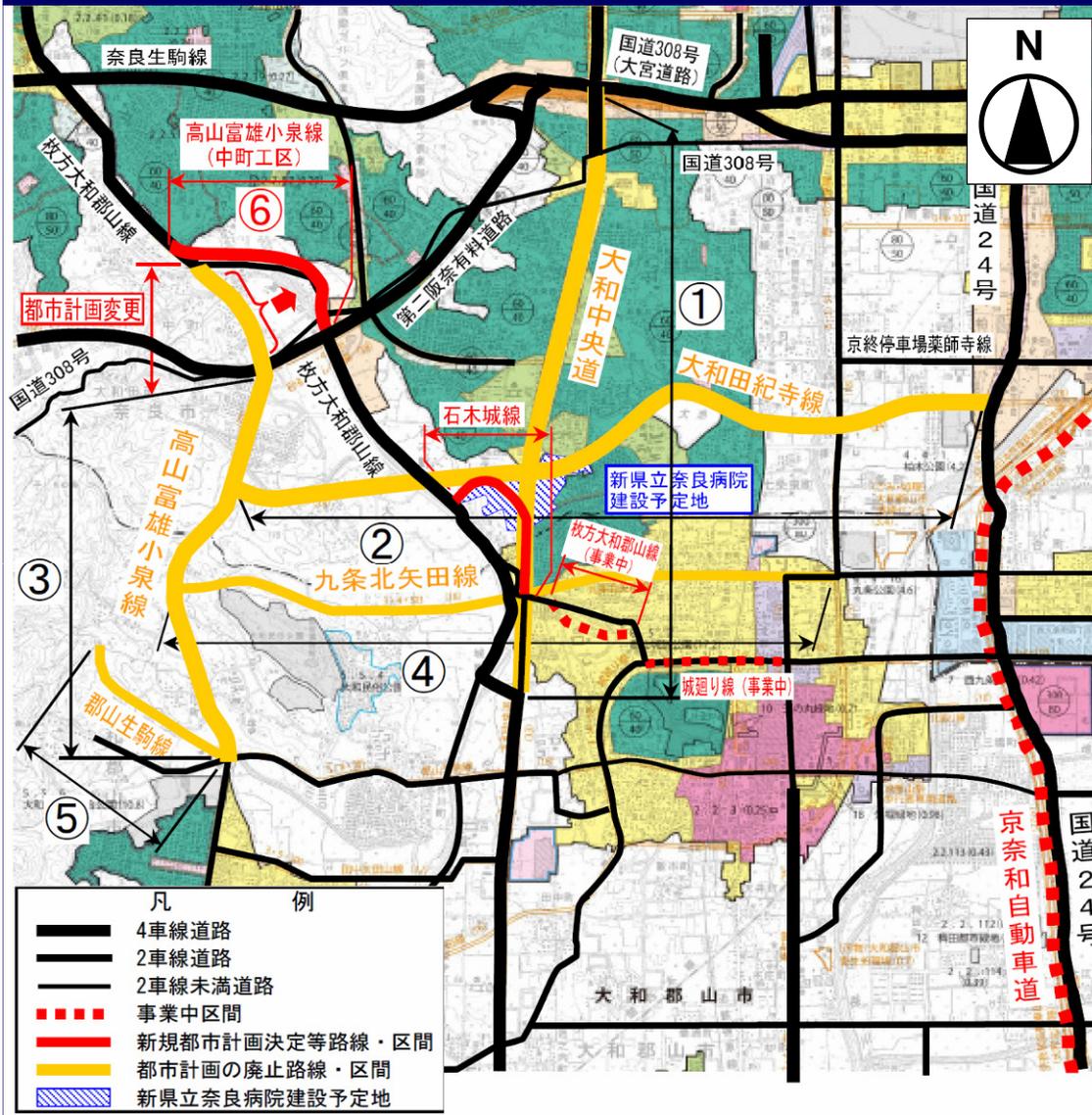
大和都市計画道路の変更について

- 第1号議案 3・3・4号 大和中央道の変更
- 第2号議案 3・3・5号 大和田紀寺線の変更
- 第3号議案 3・3・55号 高山富雄小泉線の変更
- 第4号議案 3・4・303号 九条北矢田線の廃止
- 第5号議案 3・4・301号 郡山生駒線の変更

1. 位置図



1. 位置図（廃止・変更対象区間）



- ①大和中央道
(奈良市宝来4丁目～大和郡山市城町)
4車線 L=約3.7 km
- ②大和田紀寺線
(奈良市大和田町～八条町)
4車線 L=約4.8 km
- ③高山富雄小泉線
(奈良市中町～大和郡山市矢田町)
4車線 L=約2.9 km
- ④九条北矢田線
(大和郡山市九条町～矢田町)
2車線 L=約4.1 km
- ⑤郡山生駒線
(大和郡山市矢田町)
2車線 L=約1.3 km
- ⑥高山富雄小泉線 (中町工区)
(奈良市中町)
4車線 L=約1.3 km

2. 都市計画道路の見直しの背景

(1) 県内の都市計画道路の現状（平成21年3月末時点）

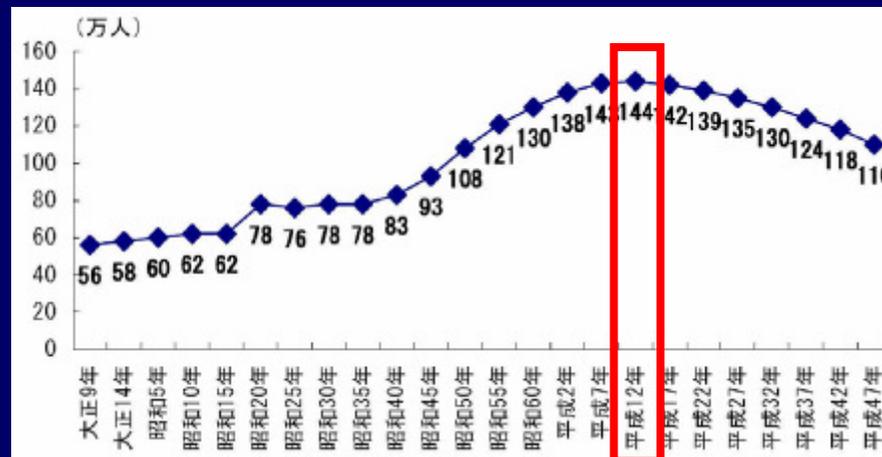
- ・路線数：398路線
- ・延長：約911km
- ・整備率：約48%（【参考】全国平均約58%）
高度経済成長期に多数が都市計画決定されている

(2) 都市計画道路の見直しの必要性

① 社会情勢の変化への対応

○人口の推移

- ・平成12年の144万人を境に将来も人口が減少すると予測



奈良県の人口推移

(資料) 国税調査結果 (H17まで)

国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来推計人口 (H19.5推計)

(平成17年までの実績値をもとにしたH17~47年の30年間の推移)

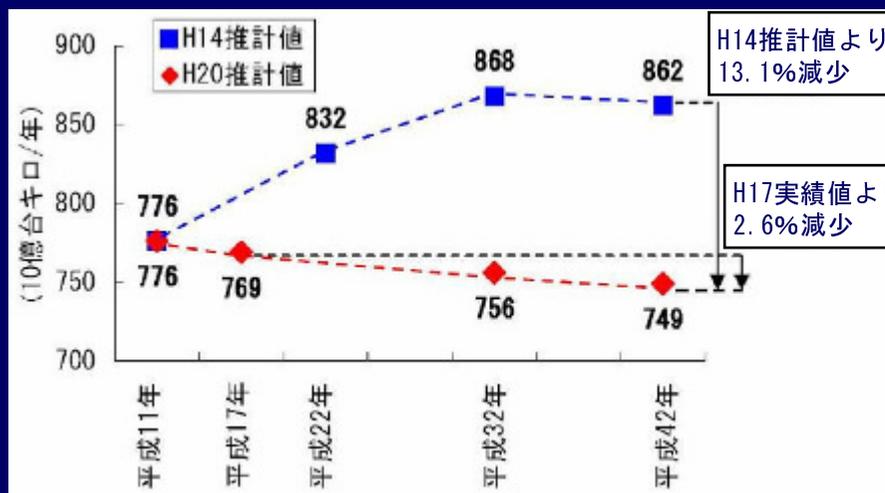
○将来交通量推計の見直し

【平成42年全国自動車交通量（国土交通省推計）】

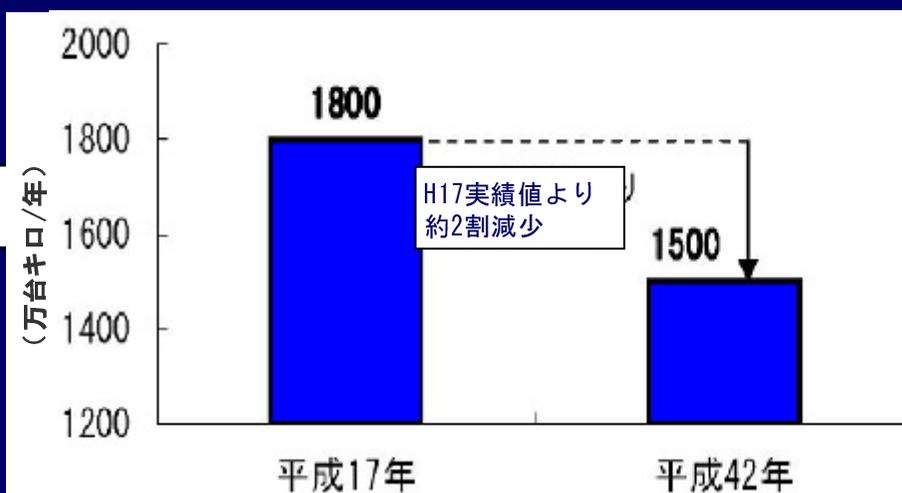
- ・平成14年に行った前回推計に比べ約13%下方修正
- ・平成17年実績値より約2.6%減少と予測

【平成42年奈良県自動車交通量（奈良県推計）】

- ・平成17年実績値より約2割減少と予測



国土交通省による将来交通量の推計結果



奈良県による将来交通量の推計結果

②長期にわたる建築制限への対応

都市計画法第53条により、道路の都市計画が定められた区域内では、容易に移転又は除却が可能なものを除き、建築物の建築が制限されている。

都市計画道路が未着手の状態が長く続くと、区域内に土地を所有されている方等は長期にわたりこの建築制限を受けることになる。

3. 都市計画道路の見直しの基本方針

平成22年7月、未着手となっている都市計画道路の必要性を検証する視点や検討方法を示した「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」（以下「県見直しガイドライン」という。）を策定し、未着手都市計画道路の見直しを進めているところ。

（1）見直し検討対象路線

未着手（事業中を除く）の区間を対象

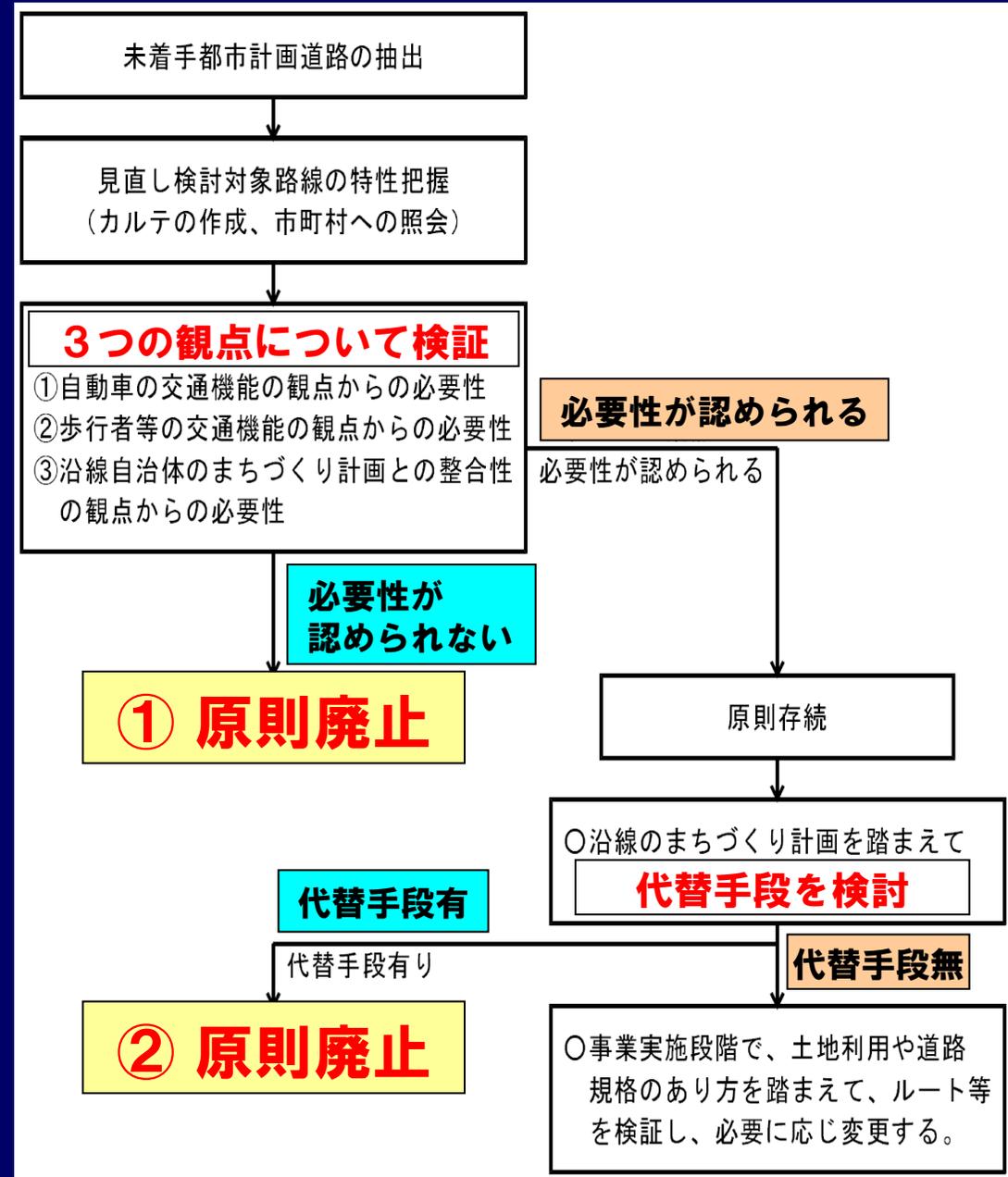
（2）見直しの視点

- ・ 自動車の交通機能の観点
- ・ 歩行者等の交通機能の観点
- ・ 沿線自治体のまちづくり計画との整合性の観点

3つの観点から必要性を検証

(3) 見直し検討フロー

- ① 3つの観点から検証した結果、いずれの観点からも必要性が認められない路線は原則廃止
- ② いずれかの観点から必要性が認められる路線については、代替手段を検討し、代替手段がある路線は原則廃止



見直し検討フロー

(出典：「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」(平成22年7月))

4. 大和中央道他4路線の廃止・変更について

(1) 見直しの考え方

県では、平成21年8月に4車線の広域幹線道路としての必要性を見直すことを公表した大和中央道及び大和田紀寺線の未着手区間について、都市計画道路としての必要性の検証を進めてきた。

一方、平成23年度、県立奈良病院を北和地域（奈良・西和医療圏）の高度医療拠点病院として奈良市六条山地区に移転整備することとし、この新病院へのアクセス道路を新たに整備する方針とした。

これらを踏まえ、この地域の都市計画道路のあり方について検討を行った。

(2) 見直しの検討方法

- ・ 県見直しガイドラインの必要性の検証項目をさらに具体的に設定し、見直しの対象路線の必要性を判断
- ・ 必要性が認められることとなった路線については代替可能性を検証

○自動車の交通機能に関する必要性検証項目と代替性の考え方

分類		必要性の検証項目	代替性の考え方
自動車の交通機能	通行機能	当該路線の現道が混雑しているか	交差点改良等の速効対策 ^{注1)} が明確になっている場合等は機能代替を果たすものとする。
		「奈良県みんなで作る渋滞解消プラン」(H22.2 奈良県)における「渋滞が著しい箇所」としての位置付けがあるか	
		当該路線又は並行路線の将来の混雑緩和に寄与するか	断面での混雑緩和に資する路線が存在する場合は機能代替を果たすものとする。
		将来交通量を踏まえ、自動車のボトルネック踏切に該当する箇所の混雑緩和に寄与するか	別途、ボトルネック対策が計画されており、十分な効果が見込まれる場合は、機能代替を果たすものとする。
	安全性	「奈良県みんなで作る交通安全対策プラン」(H22.2 奈良県)における「事故危険箇所」としての位置付けがあるか	安全対策が明確になっている場合、機能代替を果たすものとする。
	アクセス機能	交通結節点利用	交通結節点へのアクセス強化に資するか
円滑性・安全性・交通結節点利用	都市計画マスタープラン等に位置付けられているか		

注1) 比較的短期に実現可能な施策であり、その施策の効果が短期で発現する対策

○歩行者等の交通機能に関する必要性検証項目と代替性の考え方

分類		必要性の検証項目	代替性の考え方	
歩行者等の交通機能	通行機能	連続性	歩道が確保されており、現道がその機能を担う場合は、機能代替を果たすものとする。	
		安全性		「あんしん歩行エリア」として指定されているか
		円滑性	歩行者・自転車の安全で快適な通行環境の確保に資するか	現道内で歩行者空間が確保される場合は、機能代替を果たすものとする。
	滞留機能	滞留	「特定道路」や「生活関連経路」としての位置付けがあるか	歩道が確保されており、現道がその機能を担う場合は、機能代替を果たすものとする。
			「奈良県自転車利用ネットワークづくりガイドライン」(H23.7 奈良県)のなかで、サイクリングルートに位置付けられているか	
通学路として指定されているか	新たな道路整備計画(2車線以上)が存在する場合は、その路線が機能代替を果たすものとする。			

注2) 平成18年(2006年)12月20日に施行された「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」

○自治体のまちづくり計画との整合性に関する必要性検証項目と代替性の考え方

分類		必要性の検証項目		代替性の考え方
自治体のまちづくり計画との整合性	市街地形成機能	骨格形成	土地区画整理事業や市街地再開発事業などの面的整備地内の都市計画道路としての位置付けがあるか	当該路線に付随する機能であり、機能代替を考慮しないものとする。
			企業立地・観光振興などを支援する都市計画道路としての位置付けがあるか	
	防災空間機能	避難路	防災拠点 ^{注3)} にアクセスしているか	当該路線と同様の避難場所と緊急輸送道路をつなぐ路線（2車線以上）が存在する場合、機能代替を果たすものとする。
		延焼防止	建築物が連担しており、道路以外に延焼防止機能が無い地域において、火災の延焼防止効果等の防災機能を果たすか	当該路線に求められる機能であり、機能代替を考慮しないものとする。
	環境空間機能	景観形成・沿道環境保全	景観形成や沿道環境保全の都市空間のネットワークの位置付けがあるか	当該路線に付随する機能であり、機能代替を考慮しないものとする。
収容空間機能	交通施設の収容	駅前広場や駐車場、駐輪場などの交通施設、電線類等の各種施設の収容空間の位置付けがあるか		

注3) 奈良市あるいは大和郡山市が指定している「避難場所」

(3) 廃止路線 (区間) の内容

①第1号議案 大和中央道の変更について

○現在の都市計画

起点：奈良市押熊町

終点：大和郡山市額田部南町

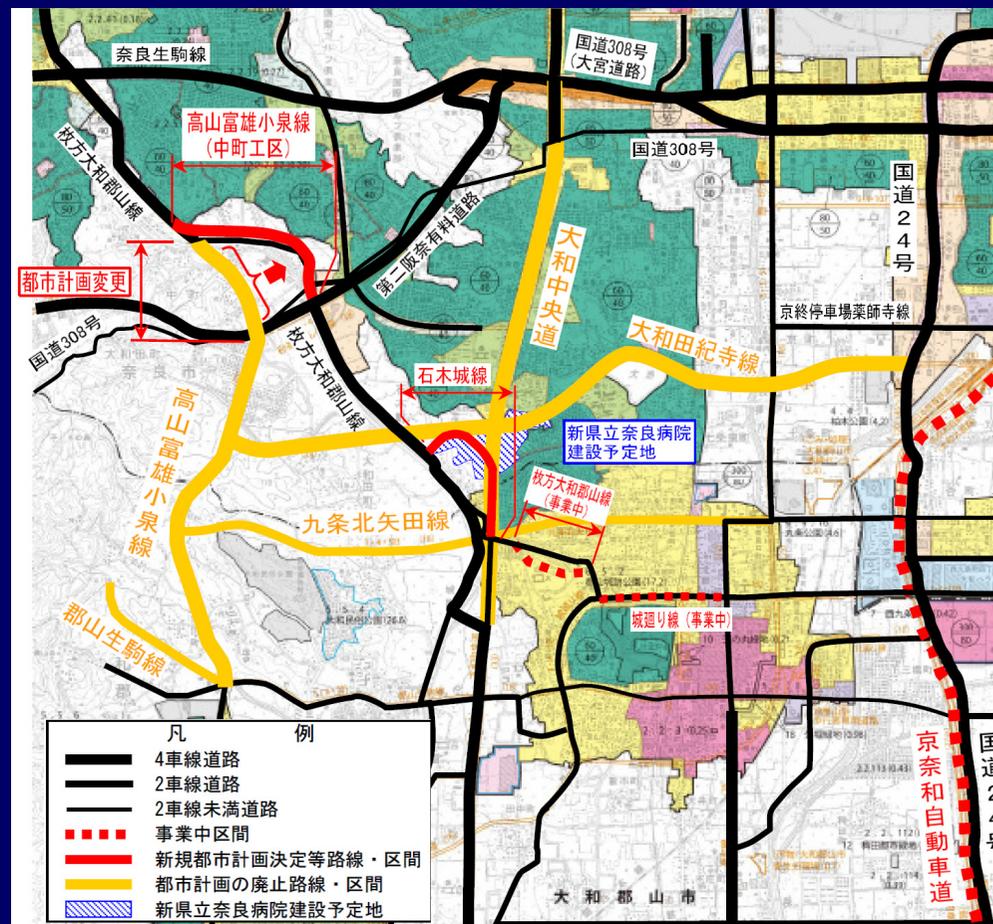
延長：約14,300m

幅員：24m

車線数：4車線

○都市計画決定経緯

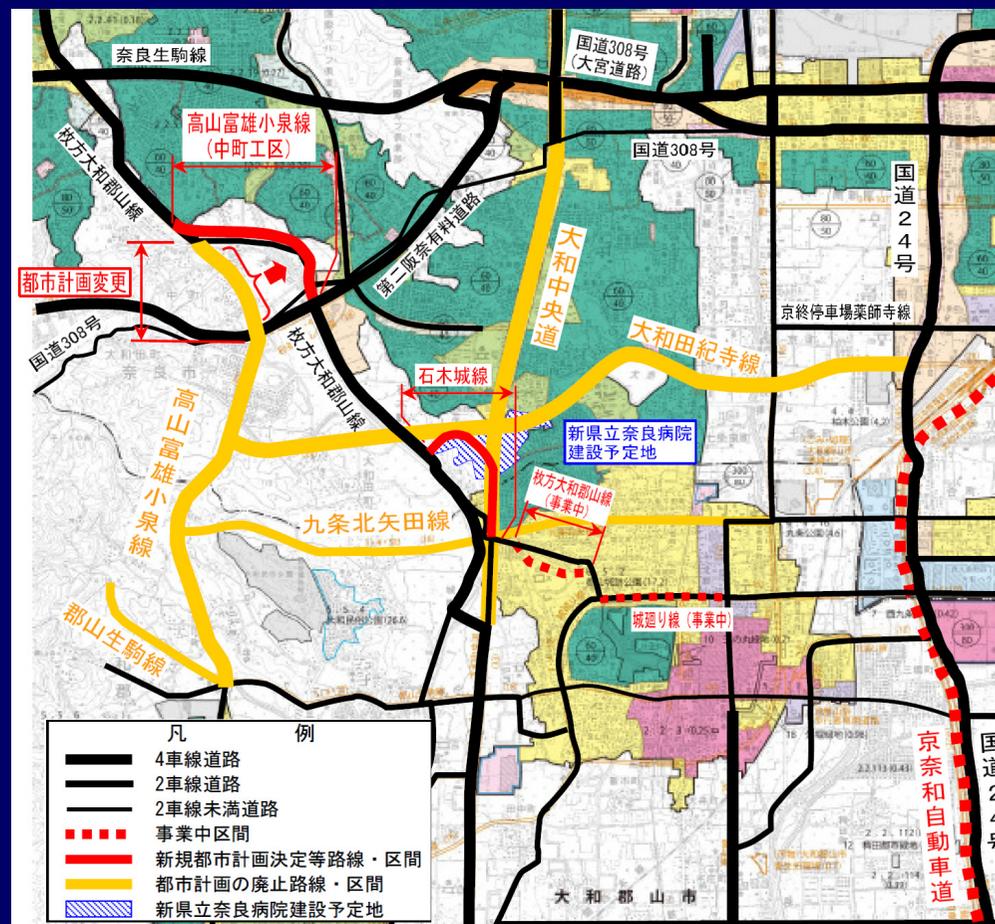
- ・大和郡山市域が主水山板東線として都市計画決定 (S39)
- ・奈良市域が郡山押熊線として都市計画決定 (S41)
- ・主水山板東線と郡山生駒線が統合され、**大和中央道として都市計画変更 (S48)**
- ・「なら・半日交通圏道路網構想」において、大和平野地域に点在する市街地を連携し、慢性化する渋滞を解消する格子状道路網を形成する広域路線として位置付けられる (H6)



○広域幹線道路の見直し結果

平成21年、将来交通量が大幅に減少すると予測されるなか、県内の既存ネットワークを有効に活用する観点から、広域幹線道路の見直しを行った。

大和中央道の整備を行わない場合でも、京奈和自動車道、国道24号や並行する県道枚方大和郡山線が広域幹線道路としての機能を受け持つことが可能であることから、4車線の広域幹線道路としての必要性を見直す結果となった。



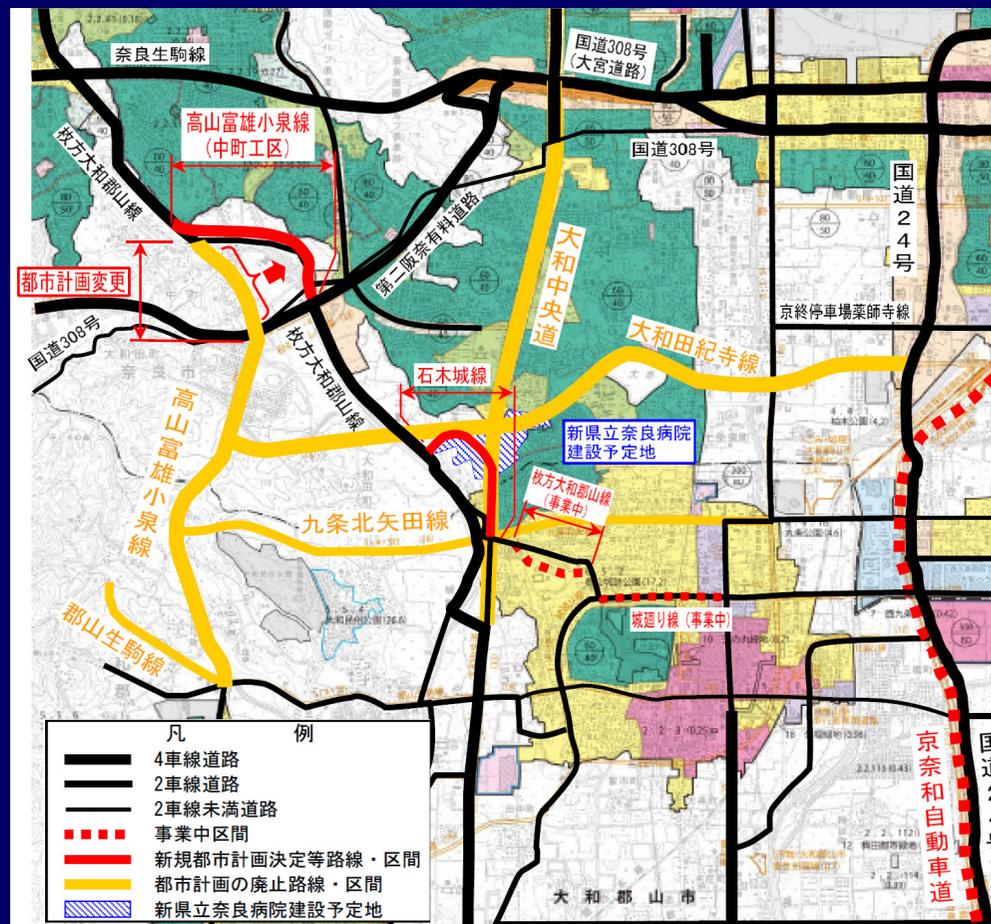
○都市計画道路としての必要性の見直し結果

県見直しガイドラインに沿って必要性を検証した結果、奈良市宝来四丁目～大和郡山市城町間（以下「当該区間」という。）の現行の4車線の都市計画道路は、いずれの観点からも必要性が認められないため、当該区間の廃止を行うものである。

○都市計画変更の内容

大和中央道について以下の変更を行う。

- ・奈良市宝来四丁目～大和郡山市城町間（L=約3,710m）を廃止する。
- ・大和中央道を2区間とし、大和郡山市城町～大和郡山市額田部南町の区間（L= 約5,980m）の、標準幅員を24mから33mに変更する。



②第2号議案 大和田紀寺線の変更について

○現在の都市計画

起点：奈良市大和田町

終点：奈良市南紀寺町1丁目

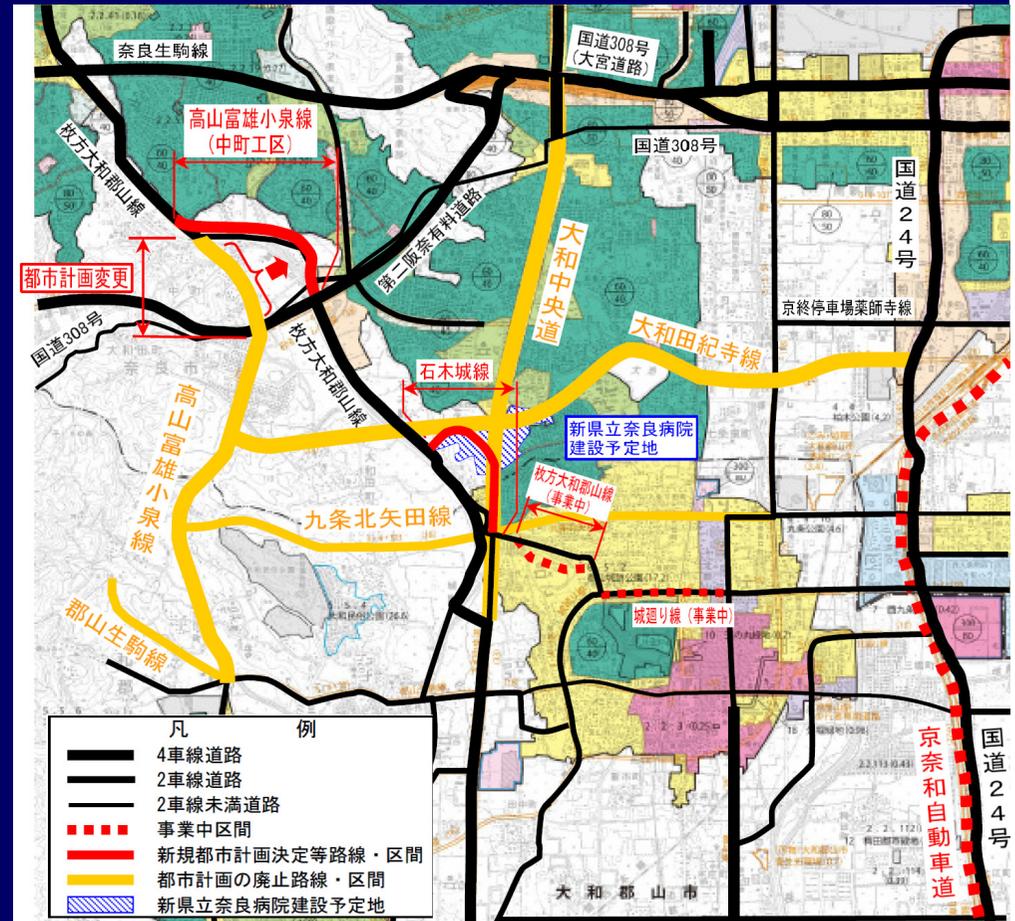
延長：約8,110m

幅員：24m

車線数：4車線

○都市計画決定経緯

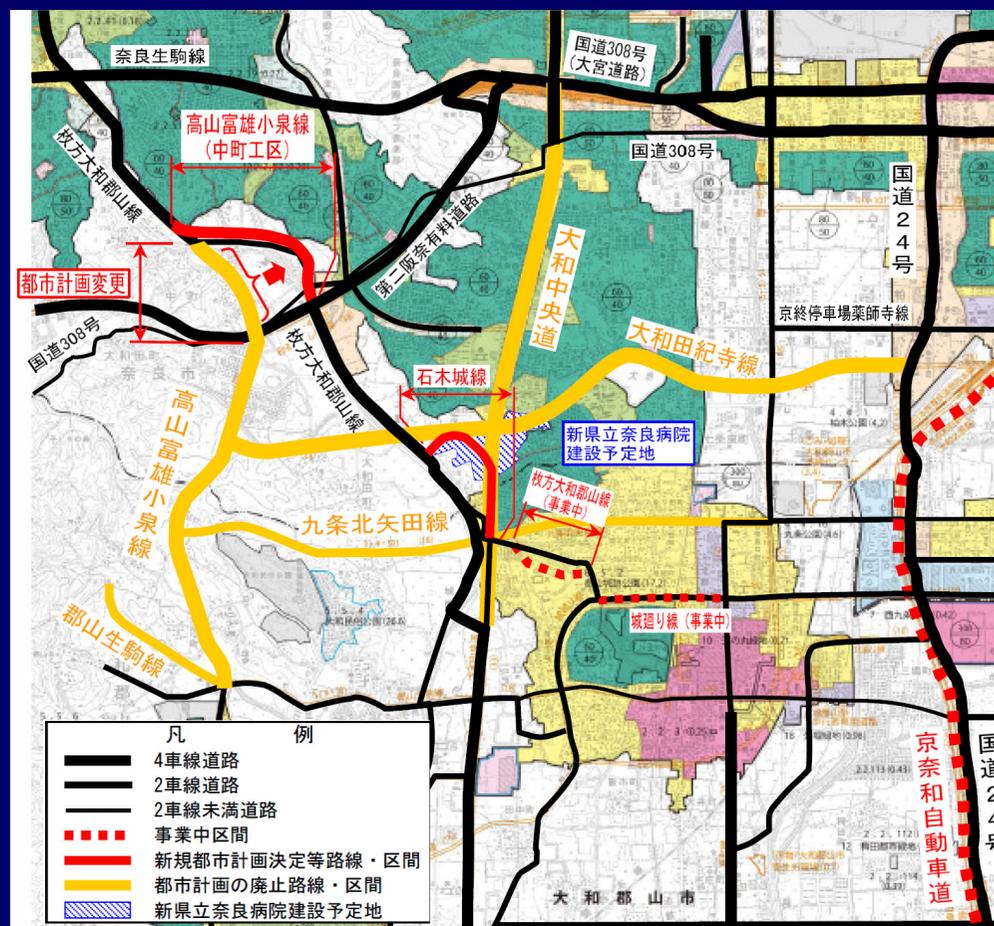
- ・ 隊帯解線として都市計画決定
(S13)
- ・ 六条第二阪奈線として都市計画
変更(S41)
- ・ 大和田紀寺線として都市計画変更(H4)



○広域幹線道路の見直し結果

平成21年、将来交通量が大幅に減少すると予測されるなか、県内の既存ネットワークを有効に活用する観点から、広域幹線道路の見直しを行った。

大和田紀寺線の未着手区間は現道がなく、**並行する県道奈良生駒線、国道308号（大宮通り線）及び県道奈良大和郡山斑鳩線（城廻り線）等の道路が広域幹線道路としての機能を受け持つことが可能であり、4車線の広域幹線道路としての必要性を見直す結果となった。**



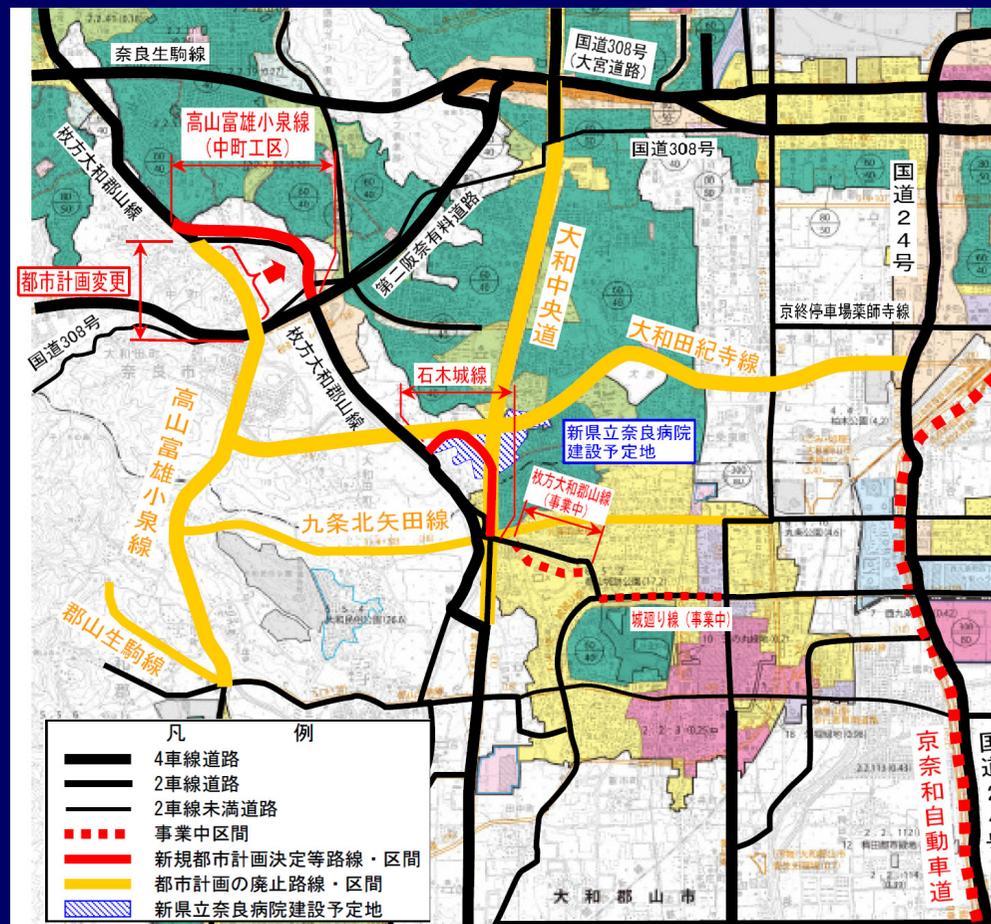
○都市計画道路としての必要性の見直し結果

県見直しガイドラインに沿って、当該路線のうち、国道24号バイパス線より西側の区間（起点～奈良市八条町間）（以下「当該区間」という。）の必要性を検証した結果、現行の4車線の都市計画道路は、いずれの観点からも必要性が認められないため、当該区間の廃止を行うものである。

○都市計画変更の内容

大和田紀寺線について以下の変更を行う。

- ・ 起点～奈良市八条町間（L=約4,810m）を廃止する。
- ・ 路線の名称を「3・3・5大和田紀寺線」から「3・3・5八条紀寺線」に変更する。



③第3号議案 高山富雄小泉線の変更について

○現在の都市計画

起点：生駒市高山町

終点：大和郡山市小泉町

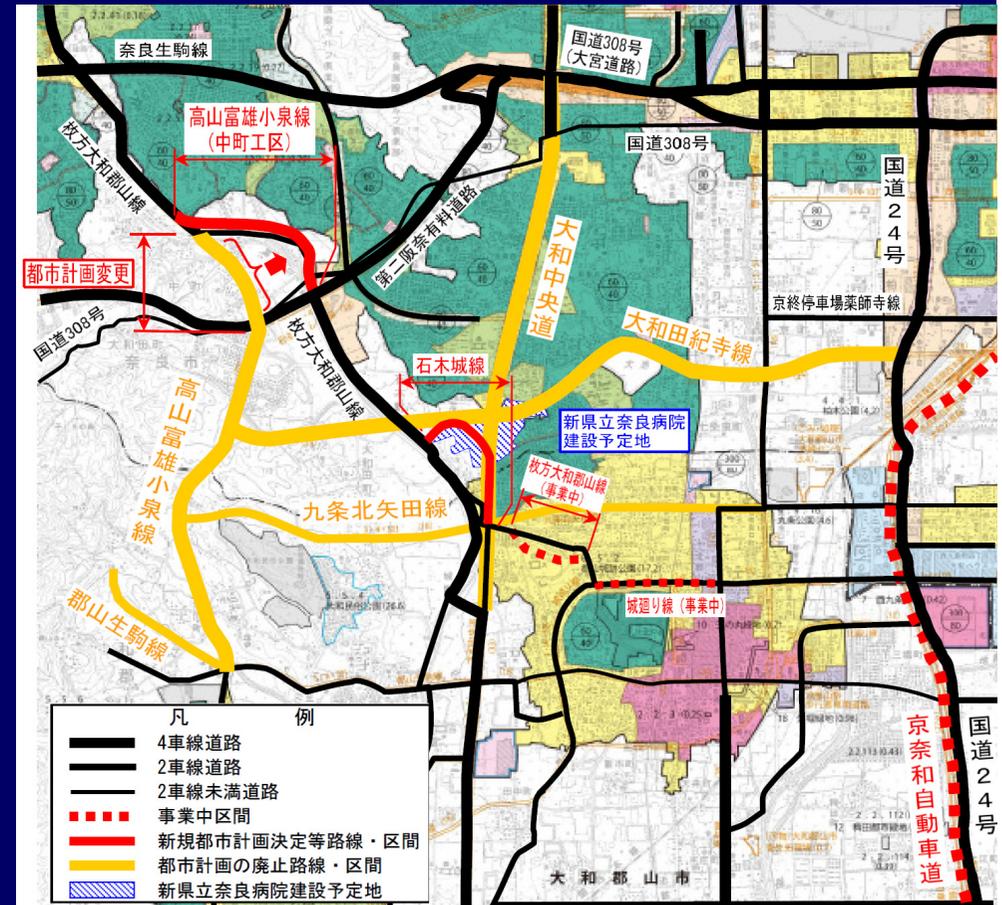
延長：約14,190m

幅員：22m

車線数：4車線

○都市計画決定経緯

- ・大和郡山市域が外環状線として都市計画決定（S39）
- ・奈良市域が大和田三松線として都市計画決定（S41）
- ・生駒市域が上芝線として都市計画決定（S42）
- ・大和田三松線と上芝線が統合され、高山大和田線として都市計画変更（S48）
- ・高山大和田線を外環状線の一部に接続することにより、**高山富雄小泉線**として都市計画変更（H4）



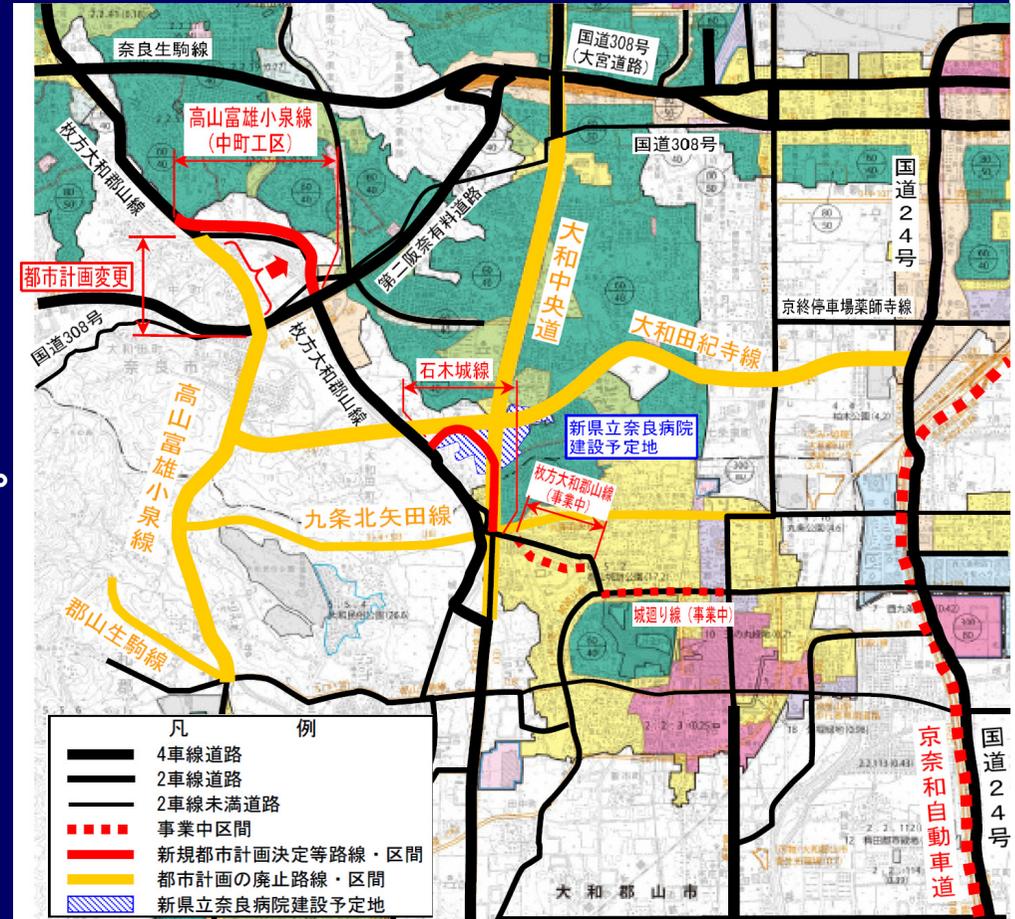
○都市計画道路としての必要性の見直し結果

高山富雄小泉線のうち、未着手区間である奈良市中町～大和郡山市矢田町（以下「当該区間」という。）については、人口減少・高齢化社会の到来など社会状況が変化し、今後、周辺での新たな開発も見込めず、将来交通量が大幅に減少すると予測されるなか、並行する県道枚方大和郡山線が4車線で整備され、高山富雄小泉線の機能を受け持つことが可能であると考えられる。

今般、県見直しガイドラインに沿って当該区間の必要性を検証した結果、現行の都市計画道路は、いずれの観点からも必要性が認められないため、当該区間の廃止を行うものである。

○都市計画変更の内容

高山富雄小泉線について、奈良市中町～大和郡山市矢田町間（L=約2,830m）を廃止する。



④第4号議案 九条北矢田線の廃止について

○現在の都市計画

起点：大和郡山市九条町

終点：大和郡山市矢田町

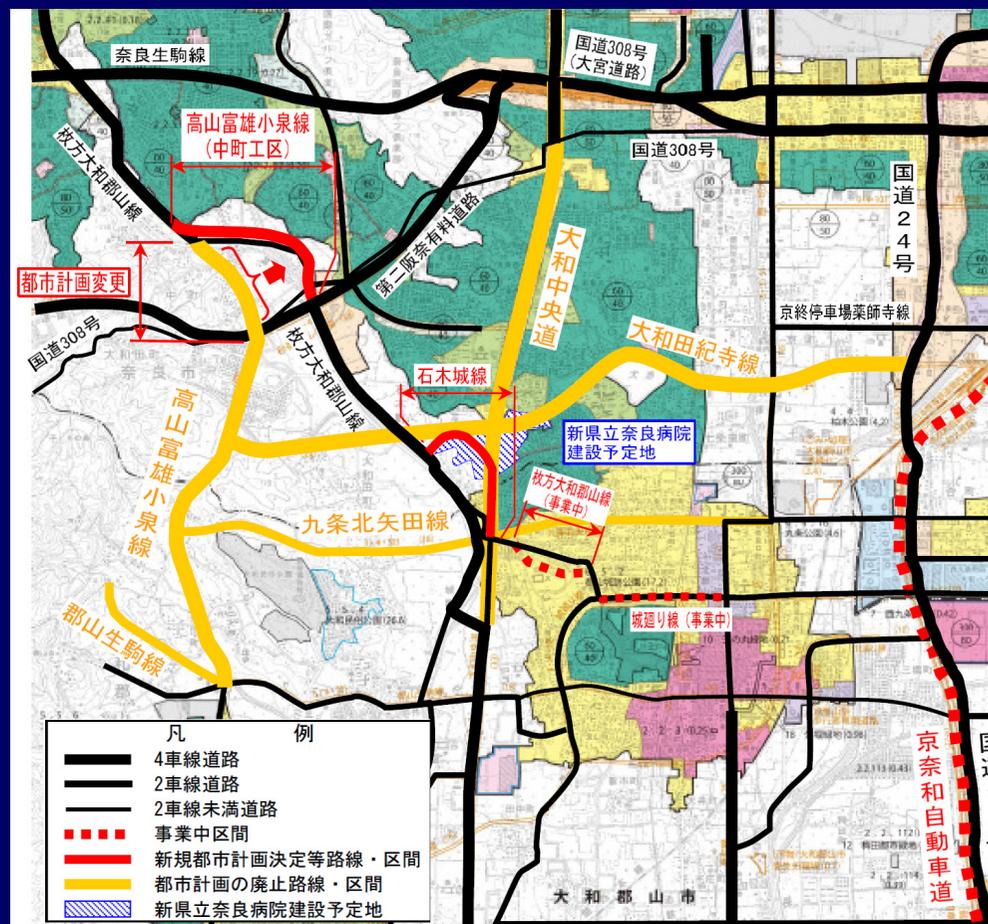
延長：約4,100m

幅員：18m

車線数：2車線

○都市計画決定経緯

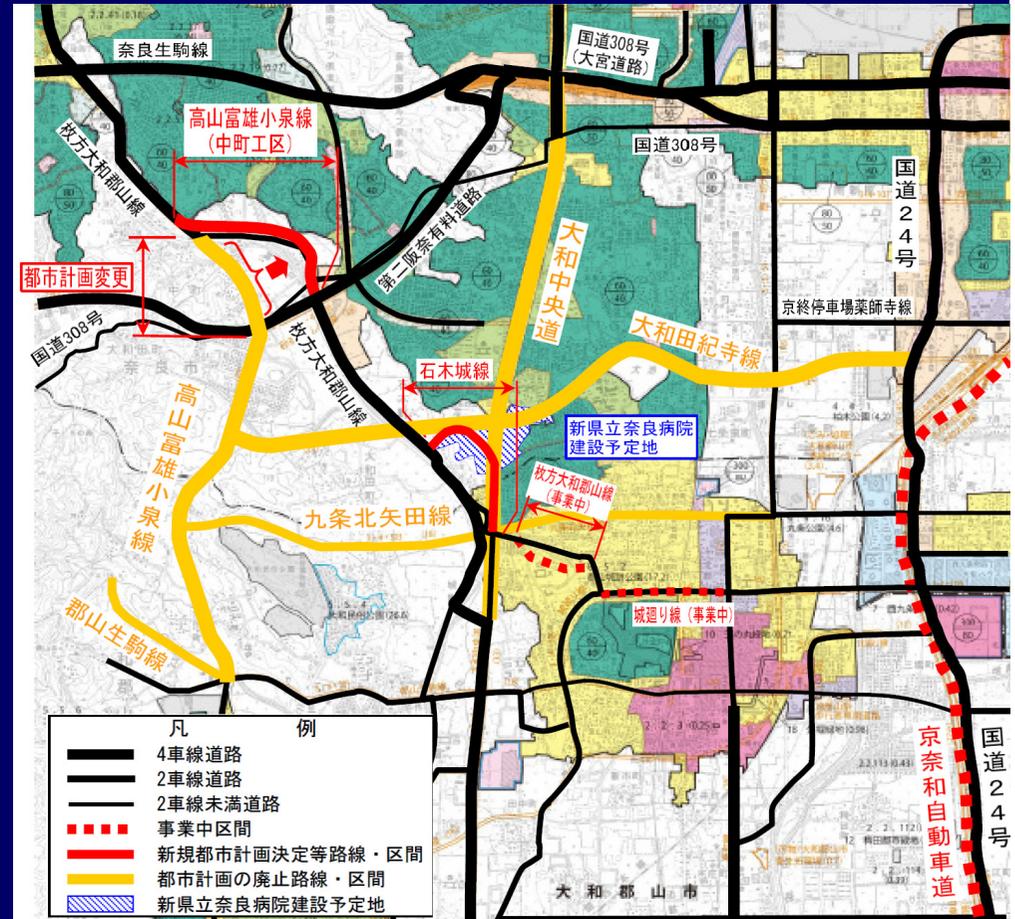
- ・外環状線として都市計画決定
(S39)
- ・九条北矢田線として都市計画
変更(H4)



○都市計画道路としての必要性の見直し結果

九条北矢田線には概ね現道がなく、人口減少・高齢化社会の到来など社会状況が変化し、将来交通量が大幅に減少すると予測されるなか、**並行する県道奈良大和郡山斑鳩線（城廻り線）、県道枚方大和郡山線及び県道矢田寺線（郡山生駒線）が九条北矢田線の機能を受け持つことが可能であると考えられる。**

今般、**県見直しガイドラインに沿って九条北矢田線の必要性を検証した結果、現行の都市計画道路は、いずれの観点からも必要性が認められないため、九条北矢田線の廃止を行うものである。**



○都市計画変更の内容

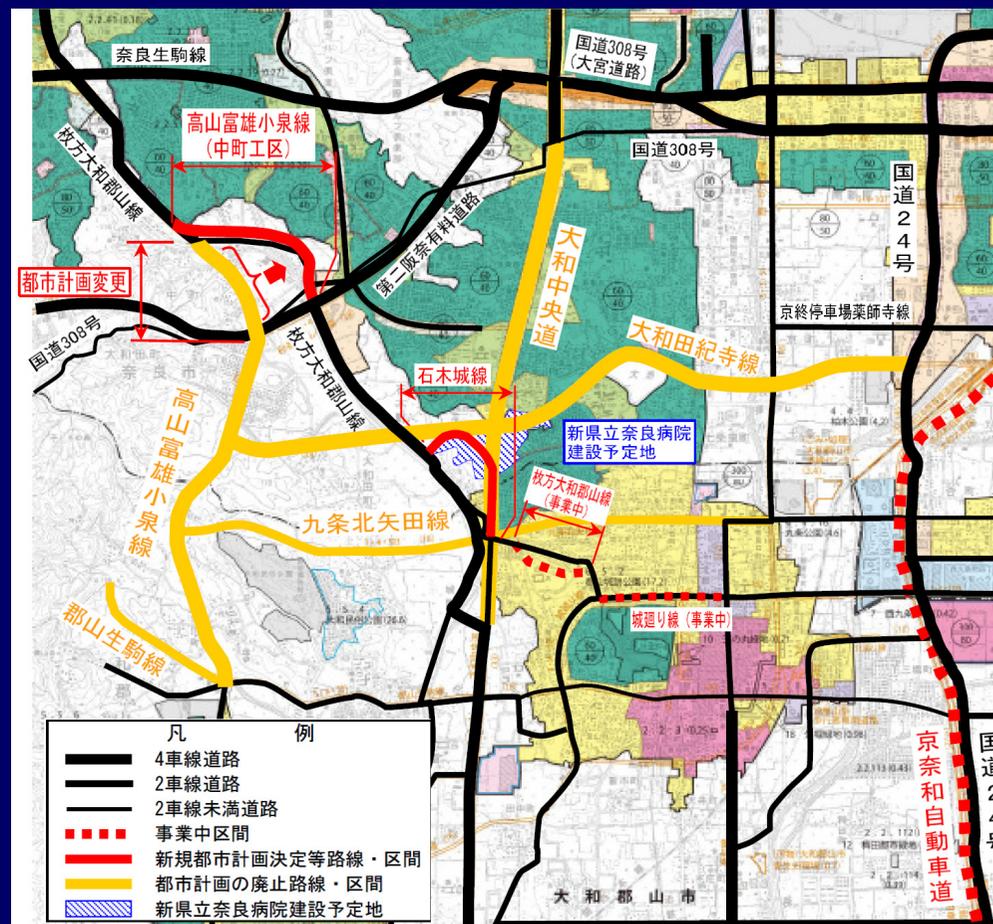
九条北矢田線の全線を廃止する。

○都市計画道路としての必要性の見直し結果

郡山生駒線のうち、高山富雄小泉線より西側の区間（大和郡山市矢田町）（以下「当該区間」という。）には現道がなく、人口減少・高齢化社会の到来など社会状況が変化し、将来交通量が大幅に減少すると予測されるなか、事業未着手区間の周辺では県道矢田寺線等が整備され、当該区間の機能を代替することが可能であると考えられる。

また、生駒市域とつながる道路計画もなく、今後、周辺での新たな開発も見込めない状況であることから、当該区間は都市計画道路としての必要性を有していないと考えられる。

今般、県見直しガイドラインに沿って、当該区間の必要性を検証した結果、現行の都市計画道路は、いずれの観点からも必要性が認められないため、当該区間の廃止を行うものである。



○都市計画変更の内容

- ・高山富雄小泉線との交差部から終点までの区間（L=約1,320m）を廃止する。
- ・路線の名称を「3・4・301郡山生駒線」から「3・4・301高田矢田線」に変更する。

(4) 都市計画の手続き

都市計画の原案の立案

地元説明会

平成24年7月31日(火)
~10月12日(金)

都市計画の案の作成

公告・縦覧、意見書の提出

平成24年10月23日~11月6日

関係市の意見聴取

奈良市(平成24年12月14日)
大和郡山市(平成24年11月28日)

奈良県都市計画審議会

都市計画の決定告示

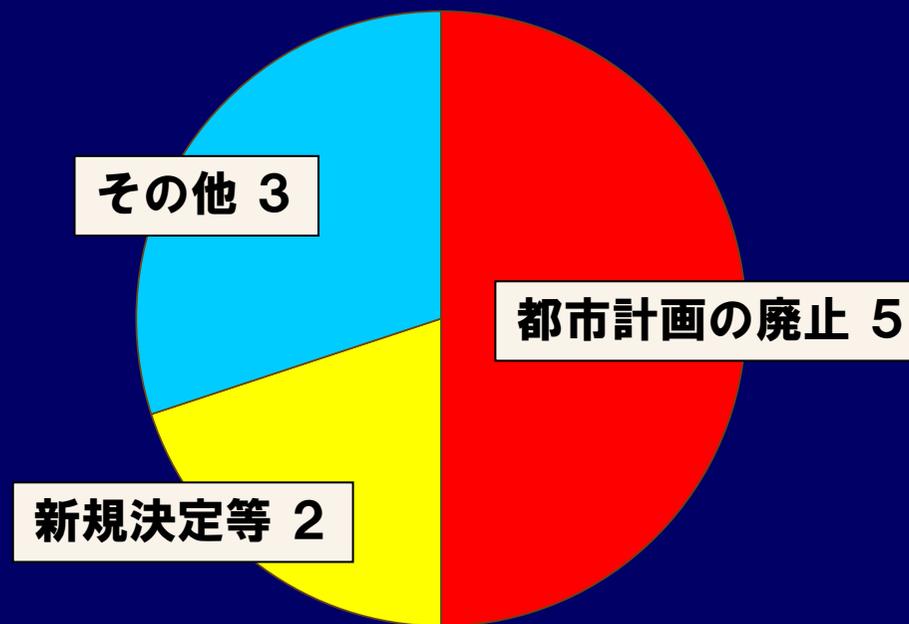
(5) パブリックコメントの結果の概要

○都市計画素案について実施

・意見募集期間

平成24年5月21日(月)～6月15日(金)

○意見の数 10意見(4通)



(6) 地元説明会の概要

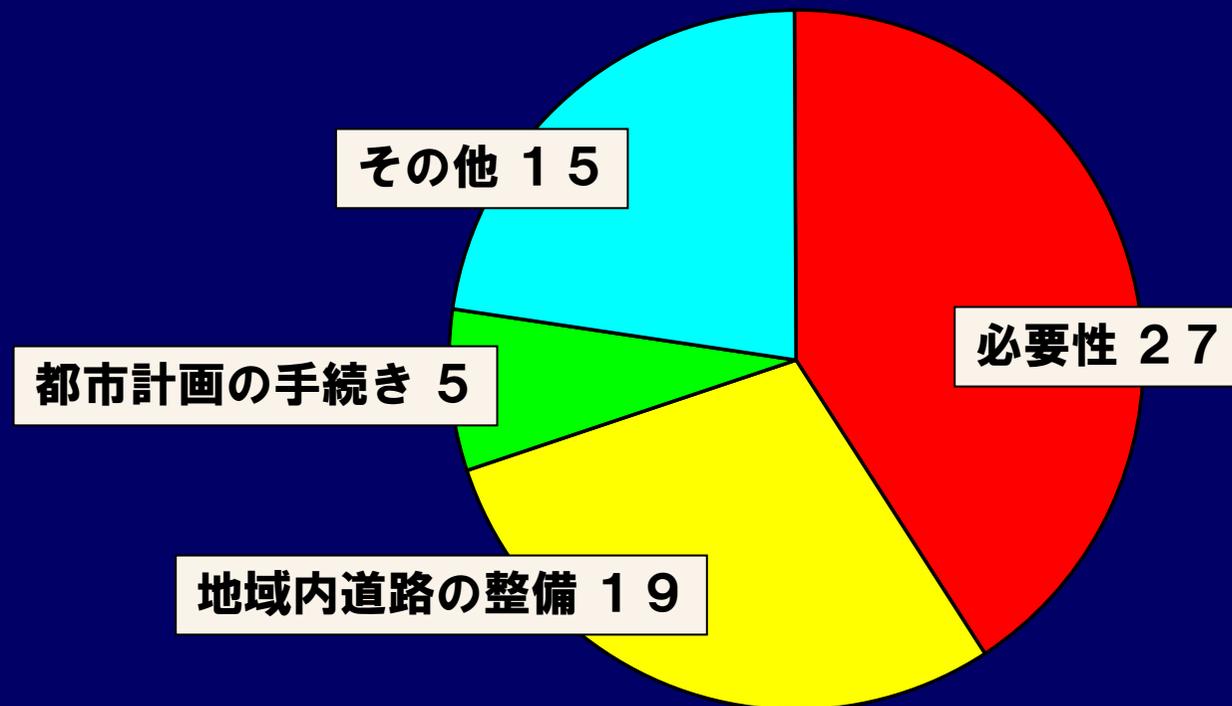
○都市計画案の地元説明会

- ・平成24年7月31日(火)～10月12日(金)
- ・奈良市内、大和郡山市内で合計8回開催

○出席者の数 延べ約361名

開催日	会場名	出席者数
7月31日(火)	矢田コミュニティ会館	約89名
8月2日(木)	大和郡山市社会福祉会館	約24名
9月1日(土)	石木町公民館	約45名
9月11日(火)	都跡公民館 尼辻分館	6名
10月3日(水)	京西公民館 平松分館	約33名
10月6日(土)	富雄南公民館	約23名
10月7日(日)	奈良市立六条小学校	約85名
10月12日(金)	富雄南公民館	約56名

○意見の数（66意見）



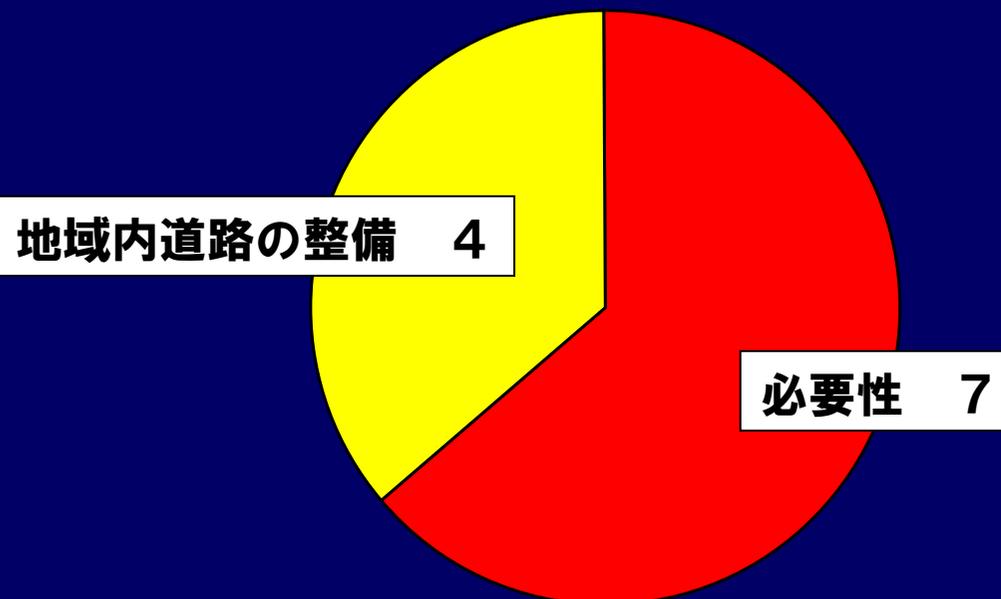
(7) 意見書の概要

○案の縦覧、意見書の提出

平成24年10月23日(火)～11月6日(火)

○意見書の数 5通

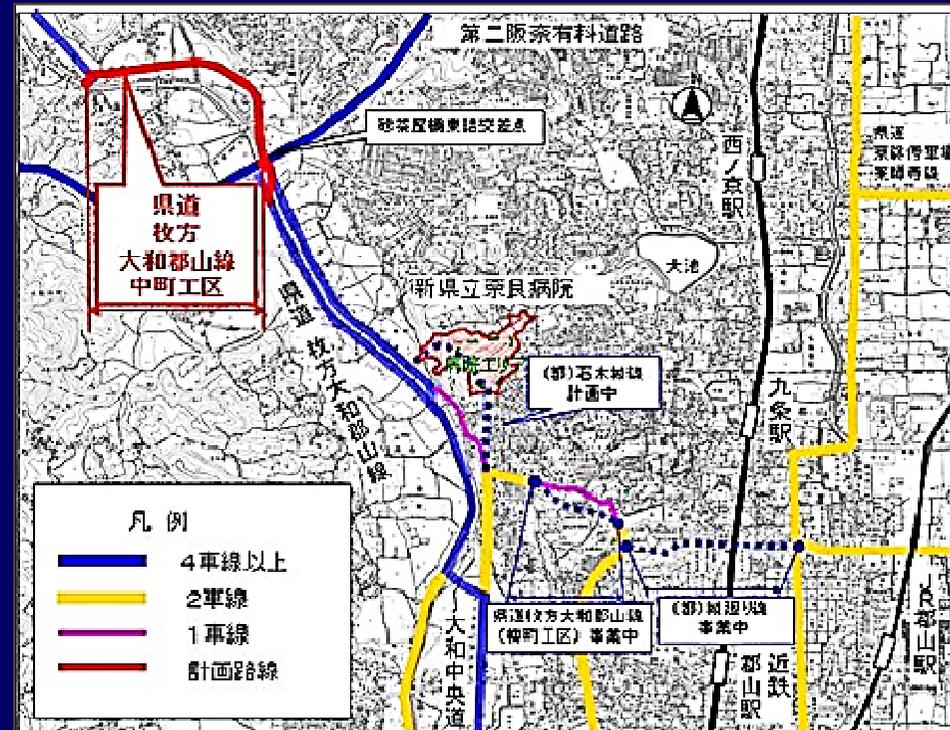
○意見の数 全11意見



5. 高山富雄小泉線の変更（中町工区）について

（1）都市計画を変更する背景

- ・ 県道枚方大和郡山線は、生駒市内と大和郡山市内を結ぶ県南北の広域幹線道路で概ね4車線で整備されているが、奈良市中町周辺のみが2車線で部分的に狭くなっており、広域幹線道路のミッシングリンク（未整備の部分）となっている。



- ・ 砂茶屋橋東詰交差点を先頭に、渋滞が発生している。
- ・ 新県立奈良病院へのアクセス道路としての利用が期待できる。

(2) 都市計画変更の概要



【区間】

(自) 奈良市中町～(至) 奈良市中町

【延長】約1,330m

【道路区分】

第4種第1級

【計画交通量】

約20,700台/日

【道路構造】

車線数：4車線

車線幅員：1車線あたり3.25m

標準幅員：22m

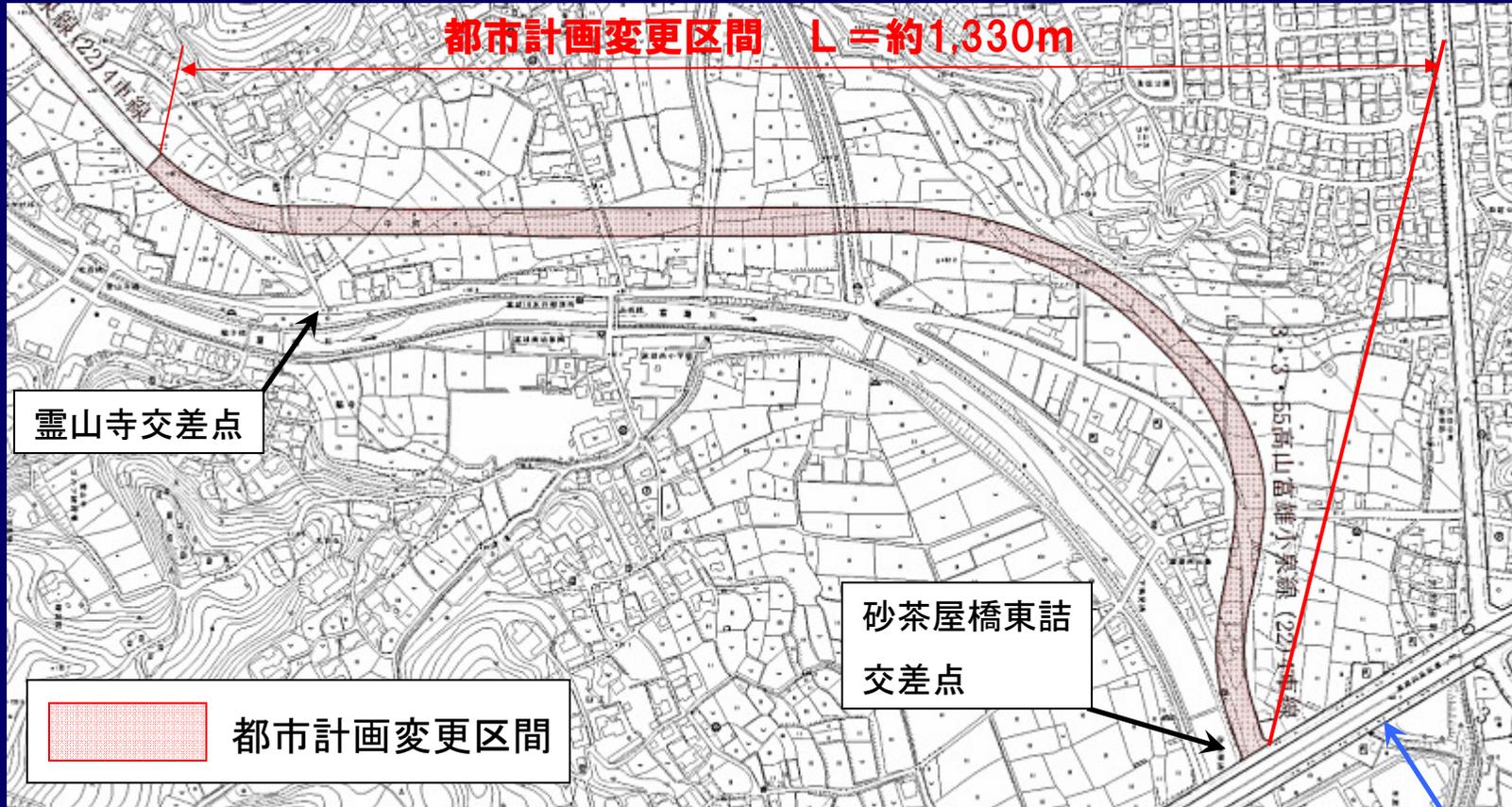
【変更の内容】

高山富雄小泉線のうち、第二阪奈有料道路から北側の未着手区間について以下の変更を行う。

- ・ 県道枚方大和郡山線の4車線区間を接続するよう、道路線形を変更する。
- ・ 奈良市中町地内の延長を約950mから約1,330mに変更

○計画図

至 枚方

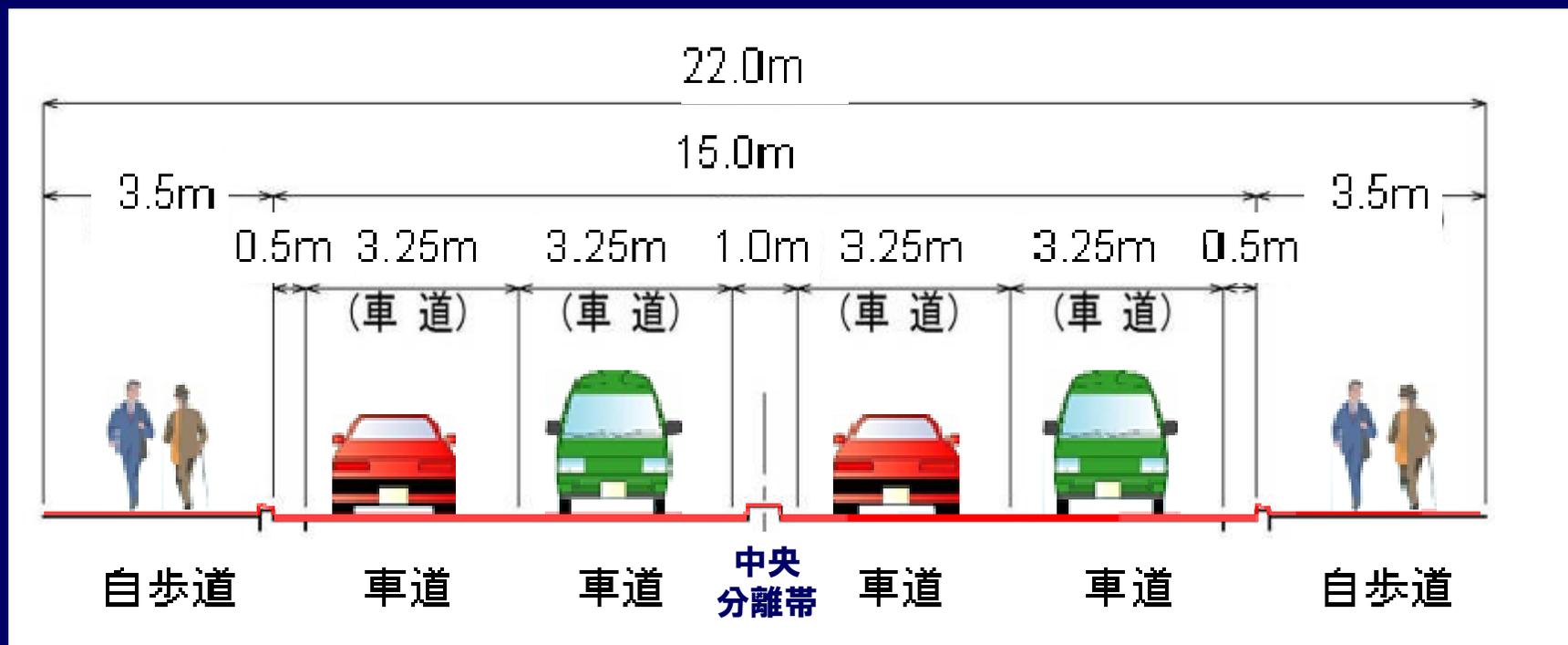


至 奈良

至 大阪

第二阪奈有料道路

○標準横断図



(3) 整備効果

- ① 県北西部から大和中央道を経由し、大和まほろばスマートICを介し、西名阪自動車道や京奈和自動車道にアクセスする**広域幹線ネットワークを構築**することができる。
- ② 砂茶屋橋東詰交差点の**渋滞を解消**し、円滑な交通を確保することができる。
- ③ **新県立奈良病院へのアクセスルート**を確保し、救急搬送における**速達性を図**ることができる。

(4) 環境への影響

都市計画変更区間において環境影響予測を実施した結果、**大気質、騒音、振動のすべてにおいて環境基準等を満足する結果が得られている。**

○大気質（環境基準・予測値）

項目	環境基準	予測値	適否
二酸化窒素	0.04~0.06ppm もしくはそれ以下	0.033ppm	○
浮遊粒子状物質	0.10mg/m ³ 以下	0.049mg/m ³	○

※環境基準根拠

二酸化窒素に係る環境基準について（昭和53年7月11日環境庁告示第38号）

大気の汚染に係る環境基準について（昭和48年5月8日環境庁告示第25号）

○騒音（環境基準・予測値）

用途地域の区分等		時間区分	環境基準	予測値	適否
近接空間	2車線を超える車線を有する幹線道路	昼間	70db以下	66～67db	○
		夜間	65db以下	62～64db	○

※予測値は、排水性舗装を敷設した場合の数値。

※昼間は6時～22時、夜間は22時～6時

※環境基準根拠

騒音に係る環境基準について（平成10年9月30日環境庁告示第64号）

○振動（環境基準・予測値）

用途地域の区分等		時間区分	環境基準	予測値	適否
第1種 区域	第1種・第2種低層住居専用地域、 第1種・第2種中高層住宅専用地域、 第1種・第2種住居地域、 準住居地域及びその他の地域	昼間	65db以下	41～49db	○
		夜間	60db以下	35～42db	○
第2種 区域	近隣商業地域、商業地域 準工業地域、工業地域	昼間	70db以下	—	—
		夜間	65db以下	—	—

※昼間は午前8時～午後7時、夜間は午後7時～午前8時

※環境基準根拠

振動規制法（昭和51年6月10日法律第64号）

第16条第1項の規定に基づく道路交通振動に係る限度

※用途地域外の地域については第1種区域として評価

(5) 都市計画の手続き

都市計画の原案の立案

地元説明会

平成24年10月 6日(土)
平成24年10月12日(金)

都市計画の案の作成

公告・縦覧、意見書の提出

平成24年10月23日～11月6日

関係市の意見聴取

奈良市(平成24年12月14日)
・意見なし

奈良県都市計画審議会

都市計画の決定告示

(6) 地元説明会の概要

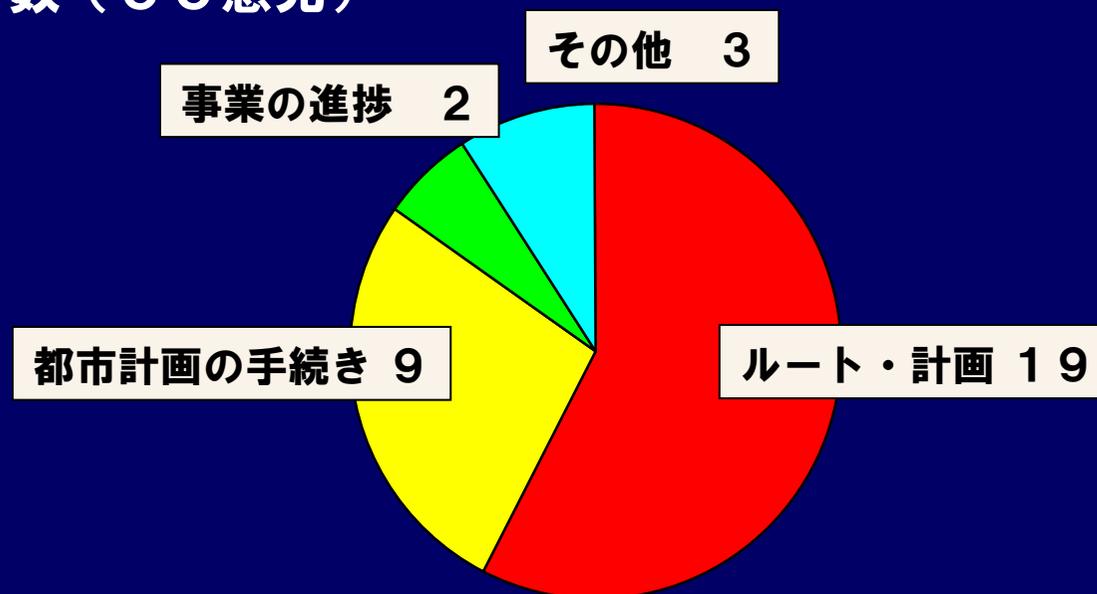
○都市計画原案の地元説明会

- ・平成24年10月6日(土)・10月12日(金)
- ・奈良市内で2回開催

○出席者の数 延べ約79名

開催日	会場名	出席者数
10月 6日(土)	富雄南公民館	約23名
10月12日(金)	富雄南公民館	約56名

○意見の数(33意見)



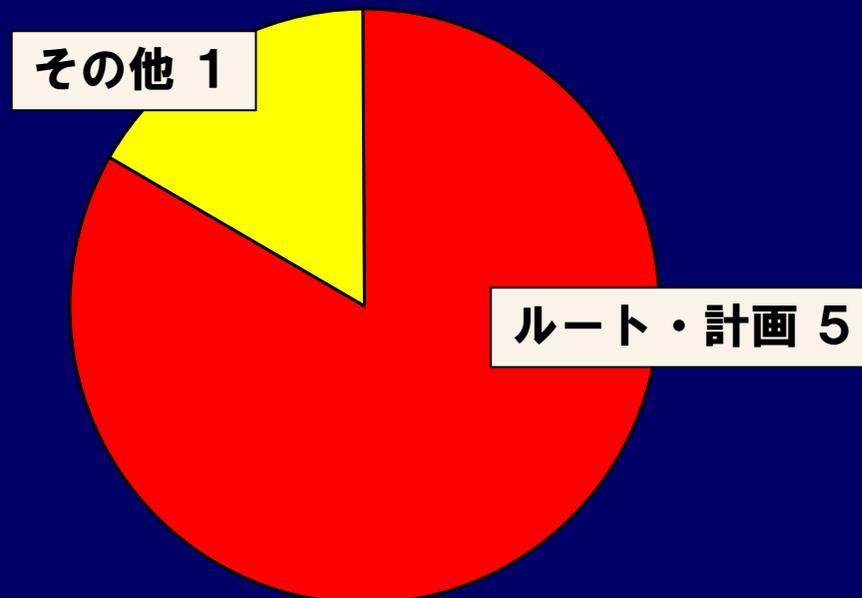
(7) 意見書の概要

○案の縦覧、意見書の提出

平成24年10月23日(火)～11月6日(火)

○意見書の数 2通

○意見の数 全6意見



廃止・変更対象区間図

